

日医発第161号(保35)  
平成21年5月20日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行」に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届について

平成21年4月診療分よりオンライン請求が義務化される400床未満の病院（レセプトコンピュータを使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行っているもの又はレセプト文字データ変換ソフトを使用することによって光ディスク等を用いた請求が可能となるもの。）および薬局のうち、義務化期限に対応できない医療機関等についての対応として、期限猶予措置が設けられたこと、また、5月請求分の診療報酬請求後、オンライン請求化の準備状況等について書面（以下、「状況届」という。）の提出が求められていること等につきましては、平成21年5月12日付け日医発第145号（保31）「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」により、ご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省保険局総務課長より、状況届の提出等に関する取扱いが示され関係機関に対し別添のとおり通知が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

平成21年4月診療分よりオンライン請求が義務化される400床未満の病院の要件のうち、「レセプト文字データ変換ソフトを使用することによって光ディスク等を用いた請求が可能となるもの。」に該当する病院については、厚生労働省当局において把握できていないことから、本年5月請求分に係る状況届につきましては、病院においてレセスタ（レセプト文字データ変換ソフト）の対象機種であるレセプトコンピュータを使用しているか否かの確認が必要となるため、電子媒体による請求を行っている病院だけでなく、「レセプトコンピュータを使用している病院」が提出の対象とされております。

ただし、本年6月請求分に係る状況届につきましては、5月請求分に係る状況届において、電子媒体による請求を行っておらず、かつレセスタの対象機種ではないレセプトコンピュータを使用していると届け出た場合には、本年4月診療分よりオンライン請求が義務化される病院に該当しないため、本年6月請求分以降の提出は不要となっております。

なお、レセスタの対象機種であるレセプトコンピュータを使用している場合であっても、オンライン請求が義務化される病院に該当しない場合もあり、その場合につきましても本年6月請求分以降の状況届の提出は不要となります。（詳細につきましては、参考資料1「疑義解釈資料の送付について」（平成20年2月5日付け 事務連絡（保190））別添「4 レセプト文字データ変換ソフトについて」をご参照ください。）

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届について

(平 21. 5. 14 保総発第 0514001 号 厚生労働省保険局総務課長通知)

《参考》

1. 疑義解釈資料の送付について

(平20. 2. 5 事務連絡 (保190) )

保総発第0514004号

平成21年5月14日

日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届について

標記については、別添のとおり、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長及び地方厚生(支)局長あて通知したのでお知らせします。

『 写 』

保総発第0514001号

平成21年5月14日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長 殿

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届について

平成21年5月8日付けで「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第110号。)が公布・施行され、改正の趣旨、内容、留意事項等について「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成21年5月8日保発第0508001号。以下「局長通知」という。)により通知したところであるが、局長通知の記の第4の3に基づき、期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届(以下「状況届」という。)の提出及びとりまとめ等について、下記のとおり定めるので通知する。

なお、社会保険診療報酬支払基金理事長及び国民健康保険中央会会長には、別途下記について通知していることを申し添える。また、今後地方厚生(支)局長が行う具体的な指導については、別途通知する。

## 記

### 1 病院・薬局における状況届の提出について

- (1) 本年5月請求分に係る状況届

① 状況届を提出する必要がある病院・薬局は以下のとおりである。

なお、5月請求分に係る状況届については、病院において、レセスタの対象機種(実質的にレセスタに対応できる場合に限る。以下同じ。)であるレセプトコンピュータを使用しているかどうかを確認する必要があるため、下記aのとおり、400床未満の病院のうち、電子媒体により請求を行っている病院のみならず、レセプトコンピュータを使用している病院を対象にしている。したがって、電子媒体により請求を行っておらず、かつレセスタの対象機種ではないレセプトコンピュータを使用している場合には、本年4月診療分からオンライン請求が義務化される病院には該当しないことから、6月請求分以降の状況届を提出する必要はない。

a レセプトコンピュータを使用している400床未満の病院のうち、5月請求分においてオンライン請求を行わなかった病院(これまでオンライン請求をしておらず、5月に請求しなかった病院も含む。)

b レセプトコンピュータを使用している薬局のうち、5月請求分においてオンライン請求を行わなかった薬局(これまでオンライン請求をしておらず、5月に請求しなかった薬局も含む。)

② 審査支払機関から、上記①の病院・薬局に、別紙1を添付した上で状況届を送付する。

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)においては原則として5月14日に、各都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)においては可及的速やかに送付する。なお、支払基金及び国保連に請求を行った病院・薬局に対しては、支払基金及び国保連双方から送付する(以下(2)も同じ。)

③ 上記①の病院・薬局は、支払基金には原則として5月21日までに、国保連には状況届の内容を踏まえ、後記4に基づき必要な勧奨を行えるよう別途国保連が定める期日までに、状況届を提出すること。

(2) 本年6月請求分以降に係る状況届

① 状況届を提出する必要がある病院・薬局は以下のとおりである。

a 当月請求分について、電子媒体による請求を行う400床未満の病院

b 5月請求分に係る状況届において、レセスタの対象機種であるレセプトコンピュータを使用していると届け出ており、かつ当月請求分について、紙レセプトによる請求を行う400床未満の病院

c レセプトコンピュータを使用している薬局のうち、当月請求分においてオンライン請求を行わない薬局

② 前月分の増減点連絡書を審査支払機関が病院・薬局に送付する際に、前月請求

分において状況届を提出した病院・薬局(状況届を提出する必要があるにもかかわらず提出しなかった病院・薬局を含む。)に対し、別紙1を添付した上で当月分の状況届を同封する。

なお、前月分の増減点連絡書は当月月初に送付するのが通常であるが、その送付が遅れる場合には、病院・薬局が下記③により状況届を提出できるよう、適切な時期に別途送付すること。

また、6月請求分の状況届に関しては、5月請求分に係る状況届を病院・薬局に送付する際に、併せて送付することも差し支えない。

- ③ 上記①の病院・薬局は、当月請求分のレセプトを審査支払機関に提出する際に、状況届も併せて提出すること。

## 2 状況届のとりまとめについて

- (1) 病院・薬局から審査支払機関に提出された状況届は、毎月審査支払機関でとりまとめ、支払基金に提出された状況届は支払基金本部が、国保連に提出された状況届は国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)が、それぞれ次の期日までに厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室(以下「推進室」という。)あて報告すること。

### ① 5月請求分に係る状況届

支払基金本部は5月28日までに、中央会は原則として5月末までに、それぞれ報告すること。

### ② 6月請求分以降に係る状況届

支払基金本部及び中央会ともに、それぞれ当該請求月の原則17日までに報告すること。

- (2) 報告様式は別途定めるものであること。

- (3) 上記(1)の報告と平行して、都道府県ごとに、病院・薬局からの内容に齟齬がないか、支払基金各都道府県支部と国保連間で確認し、齟齬があった場合には、病院・薬局に確認し、推進室あて速やかに報告すること。

## 3 状況届に関するスケジュール

状況届について上記1及び2に関するスケジュールは別紙2を参照のこと。

## 4 状況届を踏まえた、病院・薬局に対する勧奨について

- (1) 病院・薬局から状況届が提出された場合には、翌月請求時までこれらの病院・薬局

でオンライン請求に向けた必要な準備を進められるよう、審査支払機関から、電話や直接訪問等による勧奨を行うこと。

(2) 特に 5 月請求分に係る状況届に関しては、審査支払機関は、以下の病院・薬局に重点をおいて勧奨すること。

- ① 状況届の提出対象病院・薬局であるにもかかわらず、期限までに提出しなかった病院・薬局
- ② 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和 51 年厚生省令第 36 号。以下「請求省令」という。)第 3 条第 1 項(事務代行者を介したオンライン請求を行う場合、第 4 条により読み替えられた第 3 条第 1 項も含む。)に基づくオンライン請求の開始の届出(以下「オンライン開始届等」という。)を審査支払機関に提出している病院・薬局については、6 月請求分以降は自らオンライン請求を行うか、請求省令第 4 条により事務代行者を介してオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があることから、これらの病院・薬局
- ③ オンライン開始届等を提出していない場合であっても、提出していないことを除きオンライン請求を行う準備が整っている病院・薬局については、特別の事情がない限り、6 月請求分からは自らオンライン請求を行うか、請求省令第 4 条により事務代行者を介したオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があることから、これらの病院・薬局

したがって、例えば、既に電子媒体による請求を行っている薬局については、自らオンライン請求を行うための回線敷設について具体的な予定がない場合には、特別の事情がない限り事務代行者による代行送信を利用してオンライン請求を行うよう、審査支払機関から勧奨すること。

- ④ 状況届において、レセ電導入の契約申込予定について、「申込予定なし」と回答している病院・薬局及び「申込予定あり」としているものの具体的な申込予定年月が本年 8 月以降であるなど遅れている病院・薬局
- (3) 病院・薬局に対して審査支払機関が毎月実施する勧奨の結果報告については、毎月審査支払機関でとりまとめ、支払基金が実施した勧奨については支払基金本部が、国保連が実施した勧奨については中央会が、それぞれ毎月推進室あて報告すること。
- その際の報告様式や報告期限等については、別途定めるものであること。

本年4月にオンライン請求の義務化期限が到来したものの、省令改正によりその期限が猶予された病院・薬局の皆様へ

今般、省令改正を行い、この4月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、5月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化期限を延長しました。

具体的な期限につきましては、皆様のオンライン請求に向けた準備状況について実態を把握した上で、半年を目途に定めることとしております。

このため、毎月、別添の状況届に準備状況を記載していただき、原則として診療報酬や調剤報酬の請求時に、審査支払機関に提出いただくこととしております。

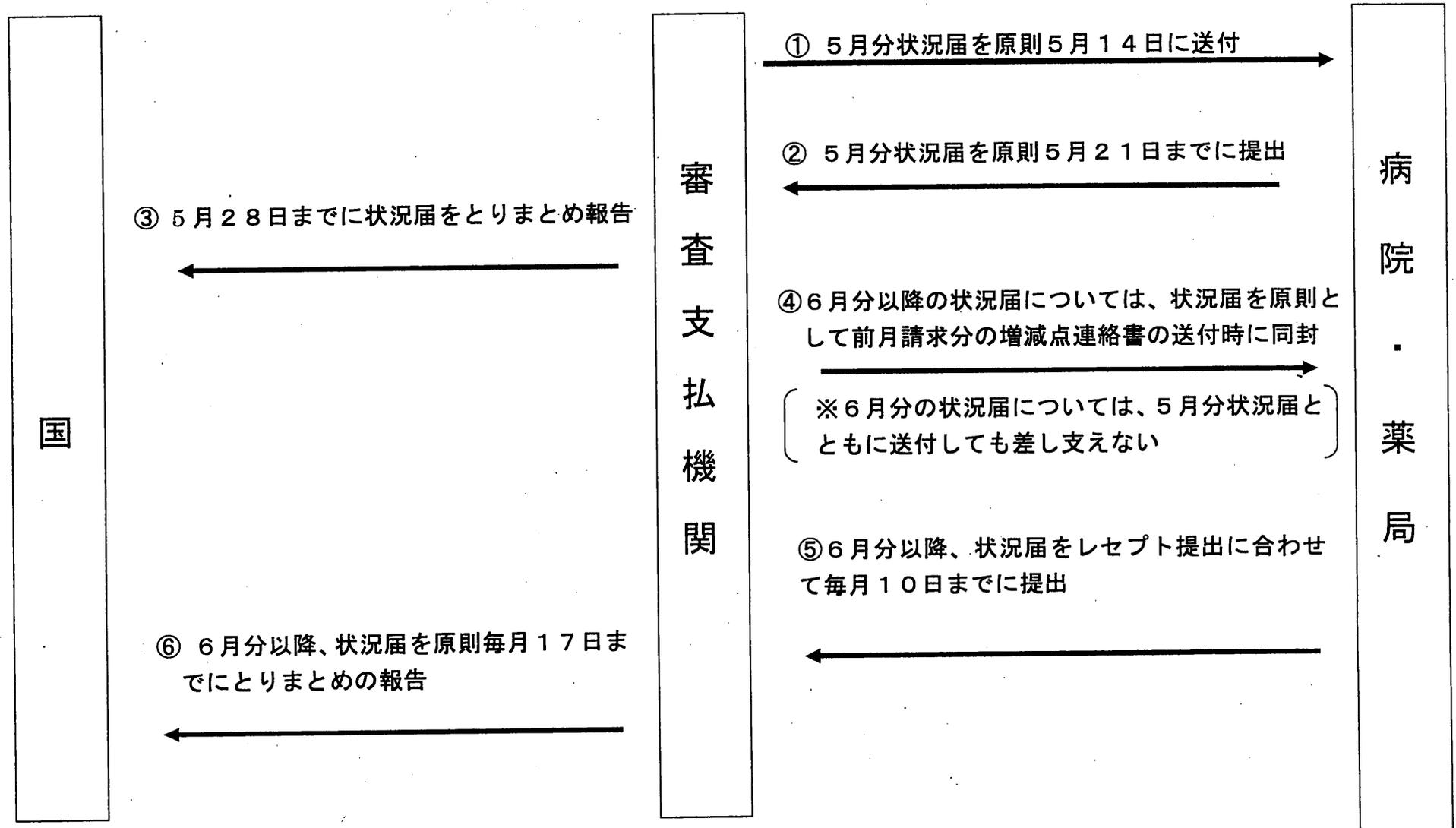
つきましては、期限を猶予され、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局におかれましては、半年(10月診療分)以内を目途にオンライン請求に移行いただきますよう、必要な準備をお願いいたします。

なお、半年を目途に具体的な義務化期限が設定された場合には、期限徒過後はオンライン請求でないと診療報酬や調剤報酬は支払われなくなりますので、十分ご留意ください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室  
社会保険診療報酬支払基金  
都道府県国民健康保険団体連合会

# 状況届の報告の流れ

(5月分状況届については支払基金、6月分以降の状況届については支払基金及び国保連分)



事務連絡(保190)  
平成20年2月5日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 満

### 疑義解釈資料の送付について

今般、オンライン請求等に関する改正省令につきまして、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室より「疑義解釈資料」が別添のとおり、とりまとめられましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

(添付資料)

疑義解釈資料の送付について

(平 20. 1. 22 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室)

「写」

(別添)

事 務 連 絡

平成20年1月22日

地方社会保険事務局  
各都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）  
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省保険局総務課  
保険システム高度化推進室

疑義解釈資料の送付について

「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第111号。以下「改正省令」という。）については、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成18年4月10日保発第0410005号）等により実施しているところであるが、今般、改正省令中平成20年4月1日施行分の取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

## 1 病床数について

(問) 改正省令に規定されている病床数（平成20年4月1日施行分の附則第4条第1項の表中第1号）は、保険医療機関が医療法第7条に基づき許可を受けた病床種別（一般病床、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床）ごとの病床数の合計数と解してよいか。

(答) その通り。医療法上の許可病床数と解してよい。

## 2 オンライン請求開始の期限について

(問) 平成20年3月31日時点での400床以上の病院で既にレセプトを電子媒体で請求している場合には、レセプトオンライン請求は、遅くとも平成20年4月診療分（5月請求分）から始める必要があると解してよいか。

(答) その通り。同様に改正省令に規定されているオンライン請求に係る経過措置の期限（平成20年4月1日施行分の附則第4条第1項の表中第1号から第6号までの下欄に掲げる日）については、具体的には、それぞれ各年3月診療分（4月請求分）までとなる。

## 3 オンライン請求が必要なレセプトについて

(問) 改正省令に規定されている「レセプトコンピュータを使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行って」（平成20年4月1日施行分の附則第4条第1項の表中第1号及び第3号）いるかどうかの判断は、外来、入院又はDPCの区分ごとに、それぞれ判断すると解してよいか。

(答) その通り。例えば、400床以上の病院で、外来レセプトは、電子媒体による請求を行うとともに、入院レセプト及びDPCレセプトは、電子媒体による請求を行っていない場合には、当該入院レセプト及びDPCレセプトについては、平成20年4月診療分（平成20年5月請求分）も紙媒体での請求が可能であるが、電子媒体で請求している外来レセプトについては、平成20年4月診療分（平成20年5月請求分）からオンライン請求することが必要である。

#### 4 レセプト文字データ変換ソフトについて

(問) 改正省令に規定されている「レセプト文字データ変換ソフトを使用することによって光ディスク等を用いた請求を行うことができ」(平成20年4月1日施行分の附則第4条第1項の表中第1号及び第3号) かどうかの判断に当たっては、レセプトコンピュータの機種は形式的にはレセスタ対応機種に該当するものの、カスタマイズ等により、実質的にレセスタに対応できない状態になっている場合には該当しないと解してよいか。

(答) その通り。